

# 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例

平成27年3月26日

指宿市条例第10号

## (目的)

第1条 この条例は、温泉資源は市及び市民の共有資源であるという認識の下、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (法令等の遵守)

第2条 市内において、温泉を湧出させる目的をもって土地を掘削しようとする者又は温泉を利用しようとする者は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び関係法令によるもののほか、この条例に従わなければならない。

## (定義)

第3条 この条例において「温泉」とは、温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。

2 この条例において「温泉源」とは、温泉法第2条第2項に規定する温泉源をいう。

3 この条例において「温泉利用事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 温泉を公共の浴用又は飲用に利用する者
- (2) 温泉を配湯業、農業又は養殖業で利用する者
- (3) 地熱又は温泉を発電事業（以下「地熱発電事業」という。）で利用する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、温泉を事業の用に供する目的で利用すると市長が認めた者

4 この条例において「地熱発電事業者」とは、市内で地熱又は温泉を利用し、かつ、出力10kw以上の発電事業を行おうとする者をいう。

5 この条例において「事業計画」とは、地熱発電事業者が行う、事業候補地、事業実施体制、事業スケジュール、開発計画と市内の他の事業の関係性を示すもの、周辺環境に与える影響を把握するためのモニタリング調査計画その他事業の内容が分かる計画をいう。

#### (基本的責務)

第4条 温泉利用事業者は、その事業活動によって、温泉並びに指宿市環境保全条例（平成18年指宿市条例第111号）第2条に規定する良好な環境及び自然環境（以下「良好な環境等」という。）に対して支障を来すことがないよう自らの責任及び負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 温泉利用事業者は、温泉資源の保護に資するため、自らが所有する温泉の状況等を把握するモニタリングに努めるものとする。

3 地熱発電事業者は、事業を進めるに当たっては、機会あるごとに、市、地域住民の代表、温泉利用事業者その他関係者に対して、事業計画の内容を説明しなければならない。

#### (協議会の設置)

第5条 事業計画又は第13条に規定する変更事業計画に関し、審議、調査等を行うため、指宿市調和のとれた地熱活用協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長及び委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 地域住民の代表

(3) 温泉井所有者の代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、温泉資源の保護及び利用に関する団体の代表

3 会長は、前項第1号に掲げる者のうちから委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

#### (会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会において、必要があると認めたときは、温泉法に基づく申請者その他関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(事業計画の提出等)

第11条 地熱発電事業者は、地熱発電事業に係る資源量調査を行う前まで又は温泉法第3条若しくは第11条の規定による申請を行う90日前までに事業計画を市に提出し、あらかじめ同意を得なければならない。

- 2 市長は、事業計画を受理したときは、協議会に意見を求めるものとする。
- 3 市長は、協議会の意見を参考に同意についての判断を行うものとし、同意の決定に際し、条件を付すことができる。
- 4 地熱発電事業者は、前項の条件を事業計画に反映させなければならない。

(同意の取消し)

第12条 市長は、前条の規定により同意した後、温泉資源又は良好な環境等に著しい影響を及ぼし、その他著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、同意を取り消すことができる。

(変更手続)

第13条 地熱発電事業者は、第11条第1項の同意を得た後、事業計画の内容に著しい変更が生じる場合は、変更を行おうとする日の90日前までに変更後の事業計画（以下「変更事業計画」という。）を市に提出し、同意を得なければならぬ。

- 2 第11条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の規定により変更事業計画が提出された場合について準用する。この場合において、第11条第2項及び第4項中「事業計画」とあるのは「変更事業計画」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第13条第2項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(意見の具申)

第14条 市長は、地熱発電事業に関し、温泉資源の保護及び利用の適正を図るため、必要に応じ、鹿児島県知事に対し意見を具申するものとする。

(協定の要請)

第15条 市長は、第11条第1項の規定による事業計画の提出を行った者に対し、温泉資源の保護及び利用の適正を図るため、地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定（以下「協定」という。）の締結を求めることができる。

2 協定の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 温泉資源の保護並びに温泉利用の適正に資する調査及び報告に関する事項
- (2) 良好な環境等の保全に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(協定の締結)

第16条 地熱発電事業者は、協定の締結の求めがあったときは、協定を締結しなければならない。ただし、既に地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定その他市長が認めるものを市との間で締結している場合は、この限りでない。

(勧告等)

第17条 市長は、地熱発電事業者に対し、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 事業計画又は変更事業計画を提出しない地熱発電事業者に対し、当該計画を提出するよう勧告すること。
- (2) 市が審議、調査等において必要とする情報を文書により求め、又は必要な立入調査を行うこと。

第18条 市長は、前条の措置に従わない地熱発電事業者に対して、次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 事業計画に対する同意の拒否
  - (2) 地熱発電事業者の名称及び勧告内容の公表
- (その他)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、温泉法第3条及び第11条の規定による申請を行っている地熱発電事業者は、第11条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して30日以内に、事業計画を市に提出し、同意を得なければならない。